

Ⅲ 学卒求人の申込みから採用選考まで

項目		中 学	高 校	大 学 等 大学・短大 高専・専修等
求人申込の開始は		6月1日から		2月1日から
申込み場所		事業所を管轄する安定所 ※1（裏表紙・ハローワーク一覽参照）		
提出するもの	求人申込書 又は 求人票（職種別）	中卒用求人票 （12ページ参照）	求人申込書【高卒】 （18ページ参照）	求人申込書【大卒等】 （41ページ参照）
		正本で 1部	正本で 1部	正本で 1部
	※安定所へ初めて求人を提出される事業所は「事業所登録シート」を提出して下さい。			
	青少年雇用 情報シート	1部（16ページ）		
	推薦依頼高校一覽		1部（30ページ）	
求人票の返戻		6月1日以降	7月1日以降	受理後
他地域への受付済求人 票（写）の送付		安定所から 7月1日以降送付	事業所から 7月1日以降送付 （推薦依頼校）	事業所から学校へ送付 学生への提示は 4月1日以降
求人要項の送付 ＜作成事業所のみ＞		事業所から 7月1日以降送付	事業所から 7月1日以降 求人票と一緒に送付	事業所から送付
学校訪問		安定所に求人申込を行った日以降 学校訪問する場合は、必ず学校の事前の了解の下に訪問して下さい。（10ページ参照）		求人申込のための 訪問は卒業年次となる 4月1日以降
推薦開始		1月1日以降	9月5日以降	求人公開 4月1日 から企業選考活動（面接 等）6月1日以降（採 用内定開始10月1日） ※2
選考開始		1月1日以降	9月16日以降	
採用内定報告		「採否結果通知書」に より管轄安定所及び紹 介安定所へ報告	40ページの「新規高 等学校卒業者の採用 （内定）状況」により 管轄安定所へ報告	

※1.申込み安定所…雇用保険の手続を行う事業所、又は営業所等にあつては、

学卒者の採用選考に伴う決定権者が在籍している事業所の管轄安定所。

※2 大学等の選考開始…タイプ3のインターンシップの専門活用型（2週間以上）を実施した学生については、4月1日以降選考活動に実施が可能。